

妊婦健診・産婦健診に係る交通費を助成します！

妊産婦健康診査等 交通費助成事業



久万高原町では、妊婦健診や産婦健診に係る経済的負担を少しでも解消することを目的とした「妊婦健康診査等交通費助成事業」を実施しています。

この事業は、妊婦健診や産婦健診に係る交通費の一部を助成するものです。ご家族の経済的負担を少しでも減らし、安心して出産を迎えられるよう支援していきますので、ぜひご利用ください。

《対象者》 健診日に久万高原町に住民登録がある方

久万高原町から医療機関に通院している妊産婦

※ 里帰り等の理由により町内から医療機関へ通院をしない場合、救急車による搬送等、公的な手段により医療機関へ通院したときの交通費は助成対象外です。

《助成額》 下記の健診1回の受診につき往復交通費として、2,000円を助成

- ・町が交付した妊婦一般健康診査受診票を利用した妊婦健診（14回）
- ・多胎妊婦のための追加妊婦健診（5回）※対象妊婦のみ
- ・出産予定日（妊娠40週）を超えて受診する妊婦健診（2回）※対象妊婦のみ
- ・産後概ね1か月までに受診する産婦健診（2回）に係る通院

《申請窓口》 こども家庭センター

《申請・交付手続き》（事前申請はありません）

1. 助成を受けようとする方は、すべての健診終了後に申請してください。
2. 申請には以下のものがが必要です。

①母子健康手帳の当該健診を受診したことがわかる箇所の写し

②未使用の妊婦一般健康診査受診票

（5回券と9回券、産婦健康診査受診券）

③本人名義の銀行口座

④印鑑（シャチハタ不可）

※ その他、町が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

★申請窓口にて、「久万高原町妊産婦健康診査交通費助成金交付申請書」を記入していただきます。

★①のコピーを用意していただければ、赤ちゃん訪問等で申請書を記入していただき手続きをすることもできます。その場合は、ご連絡ください。

3. 申請書の内容を審査し、交付を決定した場合は、交付通知書を送付し、指定口座に助成金を振込みます。



《注意事項》 最終健診受診日から6か月以内に請求してください。